

泉佐野市地域猫不妊去勢手術費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、地域猫の過剰な繁殖を抑制することを目的とし、不妊去勢手術を行った者に対してその費用を助成することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫 本市内に棲み付いている飼養者不明の猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術（以下「手術」という。） 地域猫について、雌の妊娠する能力を永久に喪失させるために行う手術又は雄の妊娠させる能力を永久に喪失させるために行う手術をいう。
- (3) 市内在住者 本市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に登録されている者をいう。
- (4) 地域猫活動者 周辺住民の理解を得た上で、地域猫に対し、給餌、給水、糞尿の処理等の世話をを行っている者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に登録されている者で以下に該当する者とする。

- (1) 地域猫活動者
- (2) 交付申請日において、泉佐野市税を完納している世帯に属する者
- (3) 市長が別に定める期間内に地域猫（以下「対象個体」という。）の手術を完了した者

(助成対象となる個体数)

第4条 前条の対象者が同一年度内において助成金の交付申請ができる対象個体の個体数は、対象者の属する世帯につき、その実情に応じて5個体を限度とする。

2 該当年度における交付申請の受理は、助成の金額が予算を超えない範囲で行うものとする。

(助成の金額等)

第5条 助成の対象となる経費は、対象個体の手術に係る費用（以下「助成対象経費」という。）とする。なお、当該対象個体が手術に至らなかった場合の診察に係る費用、処置費用等については、助成対象外とする。

2 対象者に対する助成の金額は、1対象個体につきオスは7,000円・メスは10,000円を上限とする。

3 助成の金額の総額は、予算の範囲内とする。

(手術の実施)

第6条 助成の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、助成金の交付決定を受けた後、市長が指定する期限までに獣医療法第3条に規定する開設の届出をしている大阪府内の診療施設（以下「診療施設」という。）において、対象個体の手術を実施しなければならない。

(交付申請)

第7条 申請者は、市長に対し、対象個体の手術実施前に泉佐野市地域猫不妊去勢手術費用助成金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、市長が別に定める期間内に提出しなければならない。

2 交付申請にあたっては、市長は、地域猫であることについては、地域猫活動者に対し、活動内容等の聞き取りを行うことにより確認しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査した上で、交付の可否を決定し、（様式第2号）により申請者に泉佐野市地域猫不妊去勢手術費用助成金交付（不交付）決

定通知書を通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条の交付決定を受けた者は、同時に発行された泉佐野市地域猫不妊去勢手術費用助成金請求書(様式第3号)(以下「請求書」という。)を手術の際に診療施設へ提示し、手術前と手術後(耳カット)を撮影する。また、手術の完了後に診療施設の長にその旨の証明を受けなければならない。

2 交付決定を受けた者は、手術の完了後、14日以内(期限が泉佐野市の休日を定める条例第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その翌日を期限とする。)に前項の証明を受けた請求書を、手術費用領収書及びその他助成に必要な泉佐野市地域猫不妊去勢手術費用助成金報告書(様式第4号)を添付し、市長に提出しなければならない。

(助成金の支払い)

第10条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに支給の可否及び金額を決定し、請求書を提出した者に対し、泉佐野市地域猫不妊去勢手術費用助成金支給(不支給)決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 市長は、支給決定を受けた者に対し、請求書を受理した日から30日以内に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成金の全額を返還させることができる。

(1)虚偽の申請その他不正な手段により助成金を受けたことが判明したとき

(2)その他市長が不適當であると認めたとき

(免責)

第12条 市長は、第6条に規定する手術の実施に関連して生じた事故等については、その責めを負わないものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。